駐車場に関する手続きについて

駐車場に関しては、<u>駐車場の設置や建築物の建築</u>の際に、以下に示す法律や条例に基づく<u>届出等が必要になる場合があります</u>。該当する場合は事前に都市計画・公園課までお尋ね下さい。

1. 届出等の該当要件

駐車場を設置する場合

関連する法律等

駐車場法

バリアフリー新法

福岡県福祉のまちづくり条例

駐車場の規模や駐車料金徴収の有無によって、届出の義務が生じたり、構造や整備基準に適合させる義務が生じたりします。下の表を参考に必要な手続きを行ってください。

表 基準適合義務・届出義務が生じる要件

一般公共の用に供する路外駐車場(※)		基準適合義務			届出義務		
自動車(自動二輪車含む)の駐車マスの面積 が 500 ㎡以上か?	駐車料金を徴収するか?	駐車場法	バリ新	まち条	駐車場法 (着手前まで に届出)	バリ新 (着手前まで に届出)	まち条 (着手30日前 までに届出)
×	×	×	×	0	×	×	×
×	0	×	×	0	×	×	×
0	×	0	×	0	×	×	×
0	0	0	0	0	0	0	0

(※) 一般公共の用に供する駐車場とは・・・

不特定多数の者が、自由にこれを使用できる状態にあるもので、一般的な時間貸し駐車場だけでなく、商業施設や病院等の駐車場、特定の駐車マスを指定しない月極駐車場(定期券や回数券を含む)についても該当します。

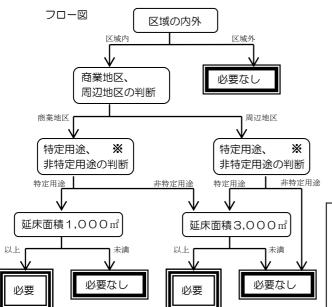
建築物を建築する場合

■ 関連する法律等

建築物における駐車施設の付置等に関する条例

付置義務対象地区内の一定規模以上の建築に対して駐車施設の設置義務です。下図のフロー図を

参考に必要な手続きを行ってください。



付置義務対象地区範囲図

| 大き田田 | 「大き田 | 「大き田

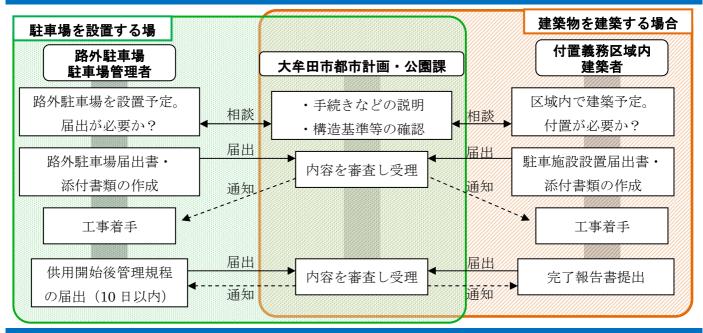
※判断内容

寺定用途

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途 学校、集合住宅 等

2. 届出手続きの流れ



3. 届出の書類

駐車場法 + バリアフリー新法 (大牟田市は左記法律に基づく届出が必ずセットとなります。)

着工前 (2部提出)

- · 路外駐車場設置(変更)届出書
- 特定路外駐車場設置(変更)届出書(第2号様式)
- 位置図(1/10000以上)
- 平面図(1/200以上)

(バリ新に関連する基準の施設や経路を表示したもの。)

・ 立面図および断面図(建築物の場合のみ必要)

供用開始後【10日以内】(2部提出)

- ・路外駐車場管理規定(変更)届出
- ・必要事項を明示した管理規程

福岡県福祉のまちづくり条例 (国、地方公共団体は届出不要です。)

着工前【30日前までに】(2部提出)

- ・ 特定まちづくり施設新築等(変更) 届出
- ・ 特定まちづくり施設整備項目表(チェックリスト)
- ・ 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則に定め る図面(箇所図、平面図、縦横断面図)

完了後 (2部提出)

- ・ 特定まちづくり施設工事完了届出
- ・ 必要に応じ図面・写真等
- ・ まちづくり施設適合証交付請求

建築物における駐車施設の付置等に関する条例

着工前 (2部提出)

- ·駐車施設設置(変更)報告書(様式A号)
- 付近見取図
- •配置図
- 各階平面図
- ・駐車台数の根拠式
- ・その他必要な資料

完了後(1部提出)

- ·工事完了報告書(様式C号)
- ・添付書類 完了写真(寸法の判る様に撮影すること)

【問い合わせ先】 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市都市整備部都市計画 · 公園課

TEL: 0944-41-2782 FAX: 0944-41-2795